



平 3 0 医 療 政 策 第 8 7 3 号  
平 成 3 1 年 (2019 年) 3 月 25 日

一般社団法人山口県医師会会長

様

一般社団法人山口県病院協会会長

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

「山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正し、平成30年度の補助金から適用することとしましたので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正理由

厚生労働省所管「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の改正に伴う所要の改正

2 主な改正内容

- ・ 「周産期母子医療センター運営事業」の補助対象拡大
- ・ 「地域災害拠点病院設備整備事業」の補助対象拡大
- ・ 語句の修正

医療政策課 医療企画班

担 当 : 矢 野

TEL : 0 8 3 - 9 3 3 - 2 9 2 4

FAX : 0 8 3 - 9 3 3 - 2 8 2 9

E-mail : yano.nobuko

@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

改正後		現 行	
1～4 (略)		1～4 (略)	
(交付額の算定方法)		(交付額の算定方法)	
5 この補助金は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。ただし、細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		5 この補助金は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。ただし、細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	
(1)救急医療対策事業		(1)救急医療対策事業	
ア 共同利用型病院運営事業		ア 共同利用型病院運営事業	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(イ) (略)		(イ) (略)	
1 基準額	2 対象経費	1 基準額	2 対象経費
(略)	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）	(略)	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
イ (略)		イ (略)	
ウ 救急救命士病院実習受入促進事業		ウ 救急救命士病院実習受入促進事業	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(イ) (略)		(イ) (略)	
1 基準額	2 対象経費	1 基準額	2 対象経費
(略)	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要コーディネーター医給与費（職員基本給、	(略)	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要コーディネーター医給与費（常勤職員給与

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

	<p>職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金(指導医謝金)、社会保険料(非常勤)</p>		<p>費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(指導医謝金)</p>
<p>エ ドクターヘリ導入促進事業                  (ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。                  (イ) (ア)により選定された額と総事業費から救急搬送診察料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>		<p>エ ドクターヘリ導入促進事業                  (ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。                  (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	
<p>1 基準額</p>	<p>2 対象経費</p>	<p>1 基準額</p>	<p>2 対象経費</p>
<p>次の(1)から(4)までにより算出された額の合計額とする。                  (1) ドクターヘリ運航経費                  1か所当たり  <u>(削除)</u>   <u>(削除)</u>   <u>(削除)</u></p>	<p>ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料))</p>	<p>次の(1)から(4)までにより算出された額の合計額とする。                  (1) ドクターヘリ運航経費                  1か所当たり  <u>(ア)消防無線のデジタル化が未対応の場合</u>  <math>224,524 \text{千円} \times \text{運営月数} / 12</math>  <u>(イ)消防無線のデジタル化が未対応の場合で、位置情報把握システムを利用している場合</u>  <math>226,324 \text{千円} \times \text{運営月数} / 12</math>  <u>(ウ)消防無線のデジタル化が対応済の場合</u>  <math>225,792 \text{千円} \times \text{運営月数} / 12</math></p>	<p>ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等)</p>

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>(イ)位置情報把握システムを利用している場合</p> <p>227,592千円×運営月数/12</p> <p>(ロ)位置情報把握システムを利用していない場合</p> <p><u>225,792千円×運営月数/12</u></p>	<p>ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（<u>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料</u>）</p> <p>ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（<u>職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</u>）</p> <p>ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（<u>委員謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費</u>）</p>	<p>(エ)消防無線のデジタル化が対応済みの場合で、位置情報把握システムを利用している場合</p> <p>227,592千円×運営月数/12</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（<u>常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等</u>）</p> <p>ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（<u>非常勤職員給与費、法定福利費）、賃金、委託料（上記経費に該当するもの。）</u>）</p> <p>ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な報償費（<u>委員謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）</u>）</p>
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

(2) 周産期医療対策事業		(2) 周産期医療対策事業	
ア 周産期母子医療センター運営事業		ア 周産期母子医療センター運営事業	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(イ) (略)		(イ) (略)	
1 基準額	2 対象経費	1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(5)までにより算出された額の合計額とする。		次の(1)から(5)までにより算出された額の合計額とする。	
<p>(1) 運営費</p> <p>1か所につき、次の(ア)から(ウ)までにより算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く)</p> <p>① 総合周産期母子医療センター</p> <p>(ア) MFICU運営費</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(イ)NICU運営費</p> <p>特別交付税措置の対象とならない民間病院等</p> <p style="text-align: center;"><u>3,693千円×病床数</u> ×事業月数/12</p> <p>(ウ)GCU運営費</p> <p>特別交付税措置の対象とならない民間病院等</p>	<p>周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>(1) 運営費</p> <p>1か所につき、次の(ア)から(ウ)までにより算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く)</p> <p>① 総合周産期母子医療センター</p> <p>(ア) MFICU運営費</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p><u>1,758千円×病床数</u> <u>×事業月数/12</u></p> <p>② 地域周産期母子医療センター                  (ア) MFICU運営費 (略)                  (イ) NICU運営費 (略)                  (ウ) GCU運営費 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料</p> <p>麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p> <p>臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>	<p>② 地域周産期母子医療センター                  (ア) MFICU運営費 (略)                  (イ) NICU運営費 (略)                  (ウ) GCU運営費 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費</p> <p>麻酔科医の配置に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）</p> <p>臨床心理技術者の配置に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）</p>
---	---	---	--

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>(3) 看護職員確保対策事業</p> <p>ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>					<p>(3) 看護職員確保対策事業</p> <p>ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>				
1 基準額			2 対象経費		1 基準額			2 対象経費	
(略)			外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料）、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費		(略)			外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費	
<p>(4) 医療提供体制設備整備事業</p> <p>ア 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ケ 地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等の整備に限る。）</p> <p>サ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>					<p>(4) 医療提供体制設備整備事業</p> <p>ア 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ケ 地域災害拠点病院設備整備事業</p> <p>サ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
休日夜間急患センター	医療機器等	(略)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	(略)	休日夜間急患センター	医療機器等	(略)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	(略)
病院群輪番制病院及	医療機器	(略)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心	(略)	病院群輪番制病院及	医療機器	(略)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心	(略)

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

び共同 利用型 病院設 備整備 事業			臓病及び脳卒中の重症 救急患者の治療等に必 要な専用医療機器の購 入費		び共同 利用型 病院設 備整備 事業			臓病及び脳卒中の重症 救急患者の治療等に必 要な専用医療機器の備 品購入費	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
救命救 急セン ター設 備整備 事業	医療機器	(略)	救命救急センターとし て必要な医療機器及び 重症熱傷患者用備品等 の購入費	1品につ き 200千 円	救命救 急セン ター設 備整備 事業	医療機器	(略)	救命救急センターとし て必要な医療機器及び 重症熱傷患者用備品等 の備品購入費	1品につ き 200千 円
	ドクター カー	(略)	ドクターカー及びドク ターカーに搭載する医 療機器等の購入費	二		ドクター カー	(略)	ドクターカー及びドク ターカーに搭載する医 療機器等の備品購入費	
	心電図受 診装置	(略)	(略)	二		心電図受 診装置	(略)	(略)	
	無線装置	(略)	(略)	二		無線装置	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
小児救 急医療 拠点病 院設備 整備事 業	医療機器	(略)	小児救急医療拠点病院 として必要な医療機器 の購入費	(略)	小児救 急医療 拠点病 院設備 整備事 業	医療機器	(略)	小児救急医療拠点病院 として必要な医療機器 の備品購入費	(略)
小児医 療施設	医療機器	(略)	小児医療施設として必 要な医療機器等（新生	(略)	小児医 療施設	医療機器	(略)	小児医療施設として必 要な医療機器等（新生	(略)



山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

設備整備事業			児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>購入費</u>		設備整備事業			児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>備品購入費</u>	
周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>購入費</u>	(略)	周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>備品購入費</u>	(略)
	ドクターカー	(略)	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の <u>購入費</u>	(略)		ドクターカー	(略)	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の <u>備品購入費</u>	(略)
地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	(略)	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の <u>購入費</u>	(略)	地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	(略)	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の <u>備品購入費</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (略)					イ (略)				
ウ 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業 ケ <u>地域災害拠点病院設備整備事業(医療機器等の整備を除く。)</u>					ウ 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業				
コ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 (ア) 次表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。					コ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 (ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。				
(イ) (略)					(イ) (略)				

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
地域災害拠点病院設備整備事業	緊急車輛	1か所当たり 31,285千円	緊急車輛（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備を含む。）の購入費	二	(新設)				
	訓練用資機材	1か所当たり 1,322千円	医療関係団体等との定期的な訓練実施に必要な資機材の購入費	二					
人工腎臓装置不足地域設備整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
6～7 (略)					6～7 (略)				
(交付の条件)					(交付の条件)				
8 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。					8 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。				
(1)～(4) (略)					(1)～(4) (略)				
(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。					(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。				
なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の					なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の				

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、<u>補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、<u>知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>
---	---

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、5（4）ウの地域災害拠点病院設備整備事業に係る規定については、平成31年2月7日から施行する。</u></p> <p>(別添) (略)</p>	<p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(別添) (略)</p>
---	--

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第 1 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;">年度山口県医療提供体制推進事業費補助金に 関する計画の提出について</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。</p> <p>1 事業の実施に要する経費に関する調書 別紙 1 のとおり</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の支出予定額を証する資料</li> <li>・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>	<p>第 1 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金に 関する計画の提出について</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。</p> <p>1 事業の実施に要する経費に関する調書 別紙 1 のとおり</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>整備施設の概要及び運営方法を記載した資料</u></li> <li>・対象経費の支出予定額を証する資料</li> <li>・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>
--	--

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第 2 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;">年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の 交付申請書</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書 別紙 2 のとおり</p> <p>3 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入歳出予算書（見込書）の抄本</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>	<p>第 2 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;">平成 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の 交付申請について</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書 別紙 2 のとおり</p> <p>3 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入歳出予算書（見込書）の抄本</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>
---	---

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

第3号様式

年度山口県医療提供体制推進事業費補助金調書

(補助事業者名)

国		地方公共団体									備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入 済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額			
(項)	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
保健衛生諸費 (目) 山口県 医療提供体制 推進事業費補助金												

(作成要領)

- 「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書( )をもって附記すること。

第3号様式

平成 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金調書

(補助事業者名)

国		地方公共団体									備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入 済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額	うち 補助金 相当額			
(項)	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
保健衛生諸費 (目) 山口県 医療提供体制 推進事業費補助金												

(作成要領)

- 「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書( )をもって附記すること。

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第 4 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;">年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>年 月 日 第 号で交付決定を受けた山口県医療提供体制推進事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分及び施設の名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 添付書類 3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p>第 4 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日 第 号で交付決定を受けた山口県医療提供体制推進事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分及び施設の名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 添付書類 3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>
--	--



山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第 5 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;">年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の 事業実績報告書</p> <p>年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、 次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精 算 額 金 円</p> <p>2 山口県医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 別紙 3 のとおり</p> <p><u>3</u> 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の支出額を証する資料</li> <li>・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料</li> <li>・契約書の写し、<u>納品書の写し</u></li> <li>・歳入歳出決算書（見込書）抄本</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>	<p>第 5 号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の 事業実績報告<u>について</u></p> <p><u>平成</u> 年 月 日 第 号をもって交付決定を受け た<u>平成</u> 年度山口県医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績 については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精 算 額 金 円</p> <p>2 山口県医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 別紙 3 のとおり</p> <p><u>4</u> 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し<u>及び検収調書の写し</u></li> <li>・歳入歳出決算書（見込書）抄本</li> <li>・その他参考となるべき資料</li> </ul>
---	--

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第 6 号様式</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業者の名称 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度医療提供体制推進事業費補助金の交付請求書</p> <p>年 月 日 第 号で額の決定のあった補助金として金 円を交付されたく請求します。</p>	<p>第 6 号様式</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業者の名称 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度医療提供体制推進事業費補助金の交付請求書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日 第 号で額の決定のあった補助金として金 円を交付されたく請求します。</p>
---	---

山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

第 7 号様式

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業者の名称  
代表者の氏名 印

年度医療提供体制推進事業費補助金の概算払請求書

年 月 日付け指令 医療政策第 号で交付決定通知のあった補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
A	B	C	A - (B + C)

第 7 号様式

第 号  
平成 年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業者の名称  
代表者の氏名 印

平成 年度医療提供体制推進事業費補助金の概算払請求書

平成 年 月 日付け指令 平 医療政策第 号で交付決定通知のあった補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
A	B	C	A - (B + C)

## 山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

- 1 この要綱は、山口県医療提供体制推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

- 2 この補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

### (事業計画の策定)

- 3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てる時は、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別記第1号様式により作成し、別途知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

### (補助対象事業)

- 4 この補助金は、市町等が行う次の事業を交付の対象とする。

#### (1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

##### ア 共同利用型病院運営事業

(イ) 市町が行う共同利用型病院の運営事業

(イ) (イ)以外の病院の開設者が行う共同利用型病院の運営事業に対し市町が行う補助事業

##### イ ヘリコプター等添乗医師等確保事業

市町が行うヘリコプター等添乗医師等確保事業

##### ウ 救急救命士病院実習受入促進事業

知事の要請を受けた病院の開設者（救命救急センターを除く。）が行う救急救命士病院実習受入促進事業

##### エ ドクターヘリ導入促進事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行うドクターヘリ導入促進事業

#### (2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する次の事業

ア 周産期母子医療センター運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する外国人看護師候補者就労研修支援事業

(4) 医療提供体制設備整備事業

ア 休日夜間急患センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する休日夜間急患センター設備整備事業

イ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

ウ 救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する救命救急センター設備整備事業

エ 高度救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する高度救命救急センター設備整備事業

オ 小児救急医療拠点病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する小児救急医療拠点病院設備整備事業

カ 小児医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する小児医療施設設備整備事業

キ 周産期医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する周産期医療施設設備整備事業

ク 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者が実施する共同利用施設（部門）設備整備事業

(ア) 公的医療機関等による共同利用施設

(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門

ただし、(ア)については、市町及び地方独立行政法人を除く。

ケ 地域災害拠点病院設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する地域災害拠点病院設備整備事業

コ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域にお

ける整備について」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

サ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき公的団体又は民間事業者が実施する院内感染対策設備整備事業

(交付額の算定方法)

5 この補助金は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。ただし、各細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 救急医療対策事業

ア 共同利用型病院運営事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、民間病院が行う事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額)に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	共同利用型病院運営事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)
(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570円×診療回数)	
(2) 休日C 1 地区当たり 35,720円×診療日数	
(注) (1) 診療日の設定方法は、別添に定める。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。	

イ ヘリコプター等添乗医師等確保事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを市町ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、民間病院が行う事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額)に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費(死亡時に支払われる補償分相当分の保険料)

ウ 救急救命士病院実習受入促進事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少

ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 1,369千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要コーディネーター医給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（指導医謝金）、社会保険料（非常勤）

#### エ ドクターヘリ導入促進事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から救急搬送診察料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(4)までにより算出された額の合計額とする。	
(1) ドクターヘリ運航経費 1か所当たり (ア)位置情報把握システムを利用している場合 $227,592千円 \times 運営月数 / 12$ (イ)位置情報把握システムを利用していない場合 $225,792千円 \times 運営月数 / 12$	ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料））
(2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり $17,482千円 \times 運営月数 / 12$	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）
(3) 運航連絡調整員確保経費 1か所当たり $1,942千円 \times 運営月数 / 12$	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）
(4) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,533千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費

(2) 周産期医療対策事業等

ア 周産期母子医療センター運営事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(5)までにより算出された額の合計額とする。	
(1) 運営費 1か所につき、次の(ア)から(ウ)までにより算出された額とする。 (ただし、黒字の部門は算出対象から除く)	周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費
① 総合周産期母子医療センター	
(ア) MFICU運営費	
(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,236千円×病床数×事業月数/12	
(ii) (i)以外の民間病院等の場合 6,111千円×病床数×事業月数/12	
(イ) NICU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 3,693千円×病床数×事業月数/12	
(ウ) GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 1,758千円×病床数×事業月数/12	
② 地域周産期母子医療センター	
(ア) MFICU運営費	
(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923千円×病床数×事業月数/12	
(ii) (i)以外の民間病院等の場合 11,423千円×病床数×事業月数/12	
(イ) NICU運営費	
(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,772千円×病床数×事業月数/12	
(ii) (i)以外の民間病院の場合 9,066千円×病床数×事業月数/12	
(ウ) GCU運営費	
(i) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 915千円×病床数×事業月数/12	
(ii) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,513千円×病床数×事業月数/12	



(2) 搬送受入促進事業 1 日につき 1 人当たり	13,570円	
(3) 母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合	17,917千円×事業月数/12	関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料
(4) 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する場合	13,103千円×確保月数/12	麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費
(5) 臨床心理技術者配置加算 臨床心理技術者を確保する場合	5,966千円×確保月数/12	臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費

(3) 看護職員確保対策事業

ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業

(7) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(4) (7)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料）、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬
(1) 日本語習得支援事業	

候補者等 1 人当たり 117千円	費、雑役務費
(2) 就労研修支援事業 1 か所当たり 461千円	

(4) 医療提供体制設備整備事業

ア 4(4)の補助対象事業のうち、次に掲げる事業

- ア 休日夜間急患センター設備整備事業
- イ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- ウ 救命救急センター設備整備事業
- エ 高度救命救急センター設備整備事業
- オ 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- カ 小児医療施設設備整備事業
- キ 周産期医療施設設備整備事業
- ケ 地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等の整備に限る。）
- サ 院内感染対策設備整備事業

(ア) 次表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額（ただし、市町が補助する4(4)のイの事業については、(ア)により選定された額と市町が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,320千円  (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては10,800千円を限度とする。)  (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり 3,240千円  (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては8,100千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	1品につき 66千円
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。  (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げ	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症	1品につき 200千円

備事業		<p>るものを除く。)</p> <p>1か所当たり 21,600千円</p> <p>(ただし、特別に必要な場合は、108,000千円を限度とする。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,171千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,171千円</p>	救急患者の治療等に必要 な専用医療機器の購 入費	
	心電図受信装 置	1か所当たり 2,724千円	心電図受信装置の購入 費	—
救命救急 センター 設備整備 事業	医療機器	<p>次の(1)から(5)により算出された 額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器 ((2)から(5)に掲げ るものを除く。)</p> <p>1か所当たり 251,640千円</p> <p>(ただし、30床未満の場合は、1 床当たり8,316千円を減額し、重 症熱傷医療を行う場合は、1か所 当たり43,200千円を加算すること ができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 61,713千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 61,713千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 61,713千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 61,713千円</p>	救命救急センターとし て必要な医療機器及び 重症熱傷患者用備品等 の購入費	1品につき 200千円

	ドクターカー	1 か所当たり 57,669千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	—
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,724千円	心電図受信装置の購入費	—
	無線装置	1 か所当たり 1,080千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第7により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	—
高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1 か所当たり 86,400千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	1 品につき 200千円
	指肢切断用医療機器	1 か所当たり 8,387千円		
	急性中毒用医療機器	1 か所当たり 31,456千円		
小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,600千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	1 品につき 200千円
小児医療施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 25,920千円 (上記に新生児集中治療管理室に必要な医療機械を整備する場合には、 9,720千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,620千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,200千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機械を含む。)の購入費	1 品につき 200千円
周産期医療施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 31,394千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	1 品につき 200千円
	ドクターカー	1 か所当たり 31,456千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医	—

			療機器等の購入費	
地域災害 拠点病院 設備整備 事業	医療機器等	1 か所当たり  18,874千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	1 か所につき 200千円
院内感染 対策設備 整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50未満  1,047千円 (2) 50以上100未満  1,361千円 (3) 100以上200未満  2,202千円 (4) 200以上300未満  3,354千円 (5) 300以上  4,507千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	1 品につき 66千円

イ 4 (4) のク 共同利用施設設備整備事業

(ア) の事業

a 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) の事業

a 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 下限額
1 か所当たり 216,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	1 品につき (ア) 1,000千円 (イ) 2,000千円

ウ 4 (4) の補助対象事業のうち、次に掲げる事業

ケ 地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等の整備を除く。）

コ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

(ア) 次表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない

方の額に1/3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
地域災害 拠点病院 設備整備 事業	緊急車輛	1 か所当たり 31,285千円	緊急車輛（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備を含む。）の購入費	—
	訓練用資機材	1 か所当たり 1,322千円	医療関係団体等との定期的な訓練実施に必要な資機材の購入費	—
人工腎臓 装置不足 地域設備 整備事業	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 13,824千円	人工腎臓装置の購入費	1 品につき 100千円
		(2) 単身用 7,020千円		

(交付額の下限)

- 6 5(4)において算出された交付額が、当該各表の下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の申請)

- 7 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとし、正副2通を提出しなければならない。  
(1) 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(交付の条件)

- 8 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
  - (3) 規則第17条の関係書類は、別記第3号様式によらなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合はその限りでない。
  - (4) 規則第18条第1項第2号において「50万円以上」とあるのは、民間団体にあつては「30万円以上」とする。
  - (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 市町は、県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 市町は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、規則第8条、第17条及び第18条並びに上記(3)、(5)、(6)及び(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (10) (9)により付した条件に基づき市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) (9)により付した条件に基づき、市町に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

- 9 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式による正副2通とし、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 10 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式による正副2通とし、完了した日から30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

- 11 補助金の請求書は、別記第6号様式によるものとする。ただし、概算払いによる補助金の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(検査)

- 12 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、5（4）ウの地域災害拠点病院設備整備事業に係る規定については、平成31年2月7日から施行する。



(別添)

## 診療日の設定方法

### ○共同利用型病院運営事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日A 休日B	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

#### ①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

#### ②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

第1号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 殿

補助事業者名 印

年度山口県医療提供体制推進事業費補助金に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

1 事業の実施に要する経費に関する調書

別紙1のとおり

2 添付書類

- ・対象経費の支出予定額を証する資料
- ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
- ・その他参考となるべき資料

第2号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 殿

住 所  
補助事業者名 印

年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書  
別紙2のとおり
- 3 添付書類
  - ・歳入歳出予算書（見込書）の抄本
  - ・その他参考となるべき資料

第4号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 殿

補助事業者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた山口県医療提供体制推進事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要返納相当額)  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 殿

補助事業者名 印

年度山口県医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告書

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた 年度山口県  
医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報  
告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 山口県医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳  
別紙3のとおり
- 3 添付書類
  - ・対象経費の支出額を証する資料
  - ・総事業費及び寄付金その他の収入額を証する資料
  - ・契約書の写し、納品書の写し
  - ・歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - ・その他参考となるべき資料

第6号様式

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業者の名称  
代表者の氏名 印

年度医療提供体制推進事業費補助金の交付請求書

年 月 日 第 号で額の決定のあった補助金として金  
円を交付されたく請求します。

第7号様式

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所

事業者の名称

代表者の氏名

印

年度医療提供体制推進事業費補助金の概算払請求書

年 月 日付け指令 医療政策第 号で交付決定通知のあった補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
A	B	C	$A - (B + C)$
円	円	円	円

# 口座振替申出書

平成 年 月 日

山口県会計管理者 様

申出者

〒

住所

氏名

印

電話

年度医療提供体制推進事業費補助金については、下記金融機関の口座に振り込んでください。

記

金融機関	銀行 信用金庫 組合	店(所)
預金の種類 及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	NO <input type="text"/>
(フリガナ) 口座名義人		

※ 預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

※ 口座名義人は口座設置金融機関へお尋ねの上、金融機関に電算登録してある名称をカタカナでご記入願います。(本人名義に限る)